

旧北上川河口かわまちづくり検討会 規約（案）

第 1 条（趣旨）

この規約は、「旧北上川河口かわまちづくり検討会」（以下「検討会」という）の設置について必要な事項を定める。

第 2 条（目的）

東日本大震災により甚大な被害が発生した旧北上川河口において、被災地の安全・安心を確保した一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、河川津波対策を踏まえた河川堤防・護岸等の河川管理施設の復旧が不可欠かつ急務である。

一方、石巻市は、震災前に構想していた「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画（平成23年2月策定）」について、震災復興基本計画に基づく堤防沿いの土地利用等を踏まえ平成25年3月に一部見直しを行い、新たな河川堤防や護岸等を生かしたまちづくりを行う計画である。

本検討会は、旧北上川河口の新たな河川堤防の整備を進めるにあたり、安全・安心に加え、人々が憩える空間を創造する水辺を活かした「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画」と連携し、石巻の歴史・文化、地域の特性などを踏まえたかわまちづくりや、景観に配慮する方法について指導、助言を頂くことを目的として、設立するものである。

第 3 条（組織等）

検討会は、東北地方整備局が設置する。

- 2 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- 3 検討会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。
- 4 検討会は、委員の総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 5 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。
- 6 検討会の会議にあたっては、必要に応じて委員以外の出席を求め、助言等を求めることができる。

第 4 条（座長）

- 1 検討会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
- 2 検討会は座長が招集する。

3 座長は、検討会の運営と進行を総括する。

第5条（事務局）

検討会の事務局は、東北地方整備局北上川下流河川事務所調査第一課、石巻市建設部河川港湾室に置く。

第6条（ワーキング）

- 1 検討会は、専門的な事項を検討するため、必要に応じて、検討会の下部組織としてワーキングを設置する。
- 2 ワーキングの運営については、検討会の運営に準じるものとする。

第7条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第8条（検討会の公開）

本検討会は、原則公開とする。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成25年 7月22日より施行する。
平成27年8月5日一部改正